

「レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン」の策定について

これまで滋賀県では、高齢期において健康にいきいきと過ごせる期間(健康寿命)をできるだけ長く、そして、たとえ介護が必要になったとしても、その人らしい暮らしを最期の時まで続けられるよう、保健・医療・福祉サービスが一体的に提供され、県民の暮らしを支える滋賀の「医療福祉」を目指してきました。

いわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上となる令和7年(2025年)を間近に控え、今後、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年(2040年)に向けて、滋賀県でも各地域の実情に応じたサービス基盤・人的基盤の確保や、「支え手」「受け手」という関係を超えて地域を共に創っていく社会の実現が重要となってきます。

これらの状況を踏まえ、介護保険事業の主体である市町や関係団体等とともに2040年を見据えながら、滋賀の「医療福祉」の一層の充実を目指すこととして、本計画を策定します。

1. 計画の性格等

- 老人福祉法第20条の9の規定に基づく老人福祉計画
- 介護保険法第118条の規定に基づく介護保険事業支援計画
計画の期間は3年間(次期計画：令和3年度から令和5年度)

2. 策定スケジュール(予定含む)

令和2年 7月	<u>高齢化対策審議会に諮問</u>
//	国の基本指針案提示
9月	<u>庁議(論議事項)</u>
//	市町において(仮)サービス見込み量を設定
10月	市町ヒアリング
//	<u>厚生・産業常任委員会に報告(骨子案)</u>
11月	全庁照会・各市町意見照会
//	<u>庁議(協議事項)</u>
12月	<u>厚生・産業常任委員会に報告(原案)</u>
12月～令和3年1月	県民政策コメント、各市町・団体等への意見照会
令和3年 1月	<u>庁議(報告事項)</u>
//	サービス見込み量再調整
3月	<u>厚生・産業常任委員会に報告(案)</u>
//	<u>計画策定</u>